

防災・減災に向けて¹³

広報5月号でもお知らせしているとおり、町では、各ご家庭・企業での「食料や飲料水の3日分の備蓄」をお願いしているところです。

今月号では、この備蓄の目安などについてお知らせします。各ご家庭・企業での備蓄について、ご協力を強くお願いします。

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

「水」の備蓄

飲料水は、1人当たり1日1リットル必要と言われています。また、調理に使用する水を含めると、1人当たり1日3リットル程度あれば安心とされています。

「カセットコンロ」

熱源は、食品を温めたり、簡単な調理をする場合に必要です。カセットコンロ用のボンベも忘れずに備蓄しましょう。

「米」

エネルギー・炭水化物の確保として、米は備蓄の柱です。

1食0.5合と仮定した場合、2kgの米が1袋あると約27食分（1人の9日分）になります。

「缶詰」

たんぱく質の確保として、缶詰の備蓄は効果的です。

缶詰は調理不要で、そのまま食べられるものを選ぶと便利です。

なお、プルトップ以外の缶詰には缶切りが必要ですので、忘れずに準備しましょう。

「その他生活必需品」

乳児のいるご家庭では粉ミルクや紙オムツ、食物アレルギーの方は緊急時のための自分にあった食品などの備蓄を心がけましょう。また、東日本大震災の際には、補聴器を使用されている方の電池も必要となりました。

ご家庭における備蓄への取り組み方の例

- ①ご家庭にある食料品をリストアップしましょう
まずは、今ご家庭にある食料品をリストアップしましょう。
- ②これだけは用意しておきたいというものをチェックしましょう
普段に食べているものの中で、いざというときのために備えておきたい食料品をチェックし、ご家庭の人数や嗜好に応じた備蓄内容と備蓄量を決めましょう。
- ③チェックリストを作りましょう
買い置きしたものがいつの間にか消費してなくなったり、賞味期限・消費期限を過ぎてしまったりすることがないように、チェックリストを作って定期的に確認するように心がけましょう。
- ④実践しましょう
チェックリストに記載したもので、賞味期限・消費期限が近づいたものは、普段の食事に取り入れるなどし、その消費した分だけ新たに補充するようにしましょう。
- ⑤米を中心とした備えをしましょう
米は保存性の高い食品です。栄養的にもエネルギーの供給源となり、調理のしやすさ、費用、保存スペースを考えたも優れています。日光の当たる場所を避け、涼しいところで保管しましょう。
普段からごはん中心の食生活を心がけ、消費量を高めておけば、食味・風味の維持と買い置き量の確保を両立させることができます。また、無洗米であれば、米を研ぐ必要がなく、水も節約できます。
- ⑥備蓄できる食料品は普段から多めに購入し、常に「買い置き」しましょう
缶詰や防災用の保存食ばかりを大量に購入する方法も一つですが、費用がかさんだり、食事が単調になってしまいがちです。まずは、常日頃購入している保存性の良い食料品を少し多めに「買い置き」し、その後、賞味期限・消費期限などを考えながら計画的に消費し、その消費した分を買い足すようにするだけで、効率的な備蓄ができます。
買い足しながら消費することが難しいご家庭では、缶詰などの長期間の保存に適した食品の割合を高めるとよいでしょう。

第33回 気仙沼本吉地区婦人防火クラブ連合大会

婦人防火クラブ員が防火・防災に関する知識を習得し、火災や災害から家庭を守り、安全な地域社会づくりをめざすことを目的で開催されます。

なお、気仙沼市の地福寺住職 片山秀光氏による講演が行われますので町民の皆様のご来場をお待ちしております。

◇日時 7月6日(日) 午後1時30分から4時頃 ◇場所 ベイサイドアリーナ「文化交流ホール」
◇講演 ・午後2時40分頃より開演し、約60分の予定です。 ・入場は無料となります。
・演題 「忘れないでくださいー防災はひとりひとりの心からー」

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376

平成26年度以降の

防災訓練の日程を決定しました

町では、これまで、震災前においては5月24日(チリ地震津波の日)に、震災後においては9月1日(国の防災の日)に実施してきた防災訓練について、平成26年度以降は「11月5日以後に初めて訪れる日曜日^(※)」に実施することと決定しました。このことから、今年度の防災訓練は「11月9日(日)」の実施となります(訓練の詳細につきましては、改めてお知らせします)。

※11月5日は、津波対策の推進に関する法律において、国の「津波防災の日」と位置づけられている日です。なお、11月5日以後に初めて訪れる日曜日に「選挙が執行されるなど極めて特殊な事情がある場合」には、その次に訪れる日曜日の実施となります。

災害対応に係る協定を締結しました

緊急物資の輸送に関する協定

5月15日(木)に、公益社団法人宮城県トラック協会登米本吉支部との間で「緊急物資の輸送に関する協定」を締結しました。

この協定は、災害の発生時などにおいて、生活救援物資などの緊急物資の輸送について通常の業務に優先して実施することなどを定めており、町が相互応援協定などに基づいて他の市町村に支援を行う場合にも適用されます。

参考) 公益社団法人宮城県トラック協会登米本吉支部(事務所所在地: 登米市迫町森) 支部会員数: 82、支部車両台数1,364



災害時等における電力復旧の協力に関する協定

6月4日(水)に、東北電力株式会社気仙沼営業所との間で「災害時等における電力復旧の協力に関する協定」を締結しました。

この協定は、平成22年11月に締結した同種の協定内容を東日本大震災の経験を踏まえるなどして見直し、改めて締結したもので、災害時に限らず、大規模な停電が発生した場合には町と相手方が相互に協力し、医療機関や官公署、避難所などの優先復旧を実施することなどについて定めています。



消防団員・交通安全指導員を募集しています

町では、消防団員になっていただける方、交通安全指導員になっていただける方を募集しています。

○消防団員(南三陸町内に居住する18歳以上の方)

各地域の班に所属していただき、火災予防のための活動や火災発生時の消火活動、各種災害時における諸活動に従事していただきます。

- ・報酬(団員)年額 ……22,500円
- ・費用弁償 1回につき ……2,300円
- ・被服など 活動服などの一式は、町の規則に基づき貸与されます。

・その他 消防団には退職報償金制度があり、5年以上消防団に所属し、活動いただいた方には、退職時に報償金が支給されます。

【支給額の例】

- 勤務5年以上10年未満の方(団員) ……200,000円
- 勤務30年以上の方(団員) ……689,000円

○交通安全指導員(南三陸町内に居住する20歳以上の方)

交通指導隊に所属していただき、街頭指導などの交通安全に向けた活動に従事していただきます。

- ・報酬(隊員)年額 ……21,500円
- ・費用弁償 1回につき ……2,300円
- ・被服など 制服などの一式は、町の規則に基づき貸与されます。

興味のある方は、役場危機管理課にご遠慮なく問い合わせください。

問い合わせ 危機管理課 ☎46-1376